

令和4年1月21日
国立妙高青少年自然の家

利用者の皆様へ

新潟県「まん延防止等重点措置」の適用における施設の対応について

本日より新潟県は「まん延防止等重点措置」が適用されました。

時期については、令和4年1月21日～令和4年2月13日となります。

現時点、本施設は通常にご利用者を受入れておりますが、「まん延防止等重点措置」が適用されている地域からの団体については、事前に利用の確認や健康状態等について確認をさせていただきます、慎重な判断のもと対応しております。

自然の家主催の募集型イベントにつきましては、現在中止及び延期とさせていただきます。
おります。

さらに、今後の急激な感染拡大や「緊急事態宣言」が発令された場合については受入れも見合わせます。ご理解及びご承知おきください。

引き続き感染予防の観点から、
マスクの着用、手洗いやうがい、手先指消毒等のご協力をお願いいたします。

【参考】

①新型コロナウイルス感染症防止のための取組について（国立妙高青少年自然の家 HP）
～安心してご利用いただくために～ 令和3年11月23日 国立妙高青少年自然の家
<https://myoko.niye.go.jp/info/pdf/torikumi1.pdf>

②新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房 HP）
<https://corona.go.jp/emergency/>

③新潟県 新型コロナウイルス感染症（新潟県 HP）
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/#jokyo>

④妙高市 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（妙高市 HP）
<https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/covid-19.html>

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。